

患者さんの権利

1	国籍・性別・宗教・社会的地位・病気の種類などにかかわらず、平等に医療を受けることができます。
2	治療内容、症状経過などについて、十分な説明を受け納得の上、医療を選ぶ権利があります。
3	個人の人権及び人間としての尊厳を尊重した医療を受ける権利があります。
4	自らの診療情報を知る権利があります。
5	病院を自由に選択し変更する権利と他の医師の意見（セカンドオピニオン）を求める権利があります。また、分かりやすい説明を受け十分納得された上で、ご自身が検査や医療を選択する権利、あるいは拒否する権利があります。

厚生労働省の「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」及び「診療情報の提供等に関する指針」に基づき、情報の開示を行っています。開示希望の方は受付までお申し付け下さい。

医療事故防止の指針及び院内感染予防に対するマニュアルが作成されております。閲覧希望の方は受付までお申し付け下さい。